

あなたのそばで**安心**をお届けします

# 総合火災共済 普通火災共済



補償特約の仲間が増えました

## 地震危険補償特約

主契約に付帯した場合のみ対象となり、共済期間は最長5年です。

地震・噴火またはこれらにより発生した津波を原因とする火災(延焼・拡大を含みます)・損壊・埋没・流失によって損害を受けた場合に地震共済金をお支払いします。

- 住宅に限らず、店舗・事務所・工場などの昭和56年6月以降に新築された「建物」が対象です。  
※昭和56年5月以前に建築された建物であっても、新耐震基準と同等の耐震性能があると確認できる場合はお引き受けすることができます。
- 動産(家財、営業用什器・備品、商品、機械設備等)は対象になりません。
- 共済の対象である建物が全壊の場合、共済金額を限度に地震共済金をお支払いいたします。

地震共済金額1,000万円あたりの  
共済期間1年の掛金

	住家物件 建物内に住居部分 がある物件	非住家物件 建物内に住居部分 がない物件
イ構造(注1)	8,400円	12,200円
ロ構造(注2)	14,000円	20,500円

(注1)イ構造 耐火建築物、準耐火建築物  
(注2)ロ構造 イ構造以外の建物

## 借家人賠償責任補償特約

主契約に付帯した場合にのみ対象となり、共済期間は主契約と同一です。

建物を借用している方が、火災や破裂・爆発の事故により借用戸室に損害を与えた結果、貸主に対して法律上の損害賠償責任を補償する特約です。

## 価額協定共済特約

主契約に付帯した場合のみ対象となり、共済期間は最長5年です。

※工場物件には付帯できません。

損害の額を再調達価額基準で補償します。(減価割合が50%以下である建物およびこれに収容される家財が対象です。)共済の対象が全損になった場合には損害共済金の10%に相当する額を特別費用共済金としてお支払いいたします。(ただし1事故につき1敷地内200万円が限度)

## 新価共済特約

主契約に付帯した場合のみ対象となり、共済期間は最長5年です。

罹災後、再調達価額(新価額)を基準に共済金をお支払いします。(減価割合が50%以下である建物およびこれに収容される<sup>1)</sup>什器・備品等が対象です。)

大阪府火災共済協同組合



# 火災はもちろん火災以外の事故から住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等を守り、安心づくりのお手伝いをいたします。

建物、家財、什器・備品、機械・設備、商品・製品が共済の対象となります。

住宅物件：単に住居のみに使用される建物、屋外設備、装置及びこれらの取付家財をいいます。  
 普通物件：普通火災共済で、住宅物件および工場物件に該当しないものをいいます。総合火災共済という場合も同様です。  
 工場物件：作業員常時50人以上、動力50kW以上、電力100kW以上使用のいずれかに該当する工場物件をいいます。

補償の内容		① 火災	② 落雷	③ 破裂または爆発	④ 風災・雹災・雪災	⑤ 水災	⑥ 物体の落下・飛来・衝突	⑦ 水濡れ	⑧ 暴行・集団行動などに伴う暴力行為、労働争議	⑨ 盗難							
 <p>失火やもらい火による火災、消防活動による水濡れ、破壊等を含みます。</p>		 <p>落雷による衝撃または異常電流によって直接損害が生じたとき</p>		 <p>ボイラの破裂やガスの爆発等によって損害が生じたとき</p>		 <p>台風、強風、暴風、暴風などの風災、雹災、または暴雪、暴凍による雹災によって、共済の対象の損害の額が20万円以上となったとき  <small>*1回の被害期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと認定します。                      風災等支払方法拡充特約を付帯することにより、20万円未満の損害の額も補償の対象とすることができます。</small></p>		 <p>台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって損害が生じたとき</p>		 <p>建物の外部からの物体の落下や飛来、車両の飛び込みなどによって損害が生じたとき  <small>*工場物件の場合は航空機の墜落や付属品の落下、車両の衝突等で共済の対象の損害の額が1敷地内で20万円以上となったとき</small></p>		 <p>給排水設備の事故による漏水、放水、溢水または他の居室の事故によって水濡れの損害が生じたとき  <small>*工場物件の場合は給排水設備の事故による漏水、放水、溢水によって損害が生じたとき</small></p>		 <p>デモ、ストライキなどによる暴力行為や破壊行為によって損害が生じたとき  <small>*工場物件の場合は共済の対象の損害の額が1敷地内で20万円以上となったとき</small></p>		 <p>家財や設備・什器等の盗難、または盗難の際に建物、家財、設備・什器などが壊されたり、汚されたとき  <small>*預貯金証書はその口座から現金が引き出されたとき</small></p>	
共済の種類																	
共済の種類によってお支払いする損害共済金																	
	総合火災共済	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
住宅・普通物件	普通火災共済	○	○	○	○	×	×	×	×	×							
工場物件	普通火災共済	○	○	○	○	△	○	○	○	×							
①～⑨の補償にプラスしてお支払いする費用共済金																	
臨時費用	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×							
残存物取片づけ費用	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×							
失火見舞費用	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×							
修理付帯費用	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×							
損害防止費用	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×							

## 掛金例

建物100万円 1年間加入の場合（2022年10月改定）

構造	普通物件			住宅物件		
	1級(耐火造)	2級(鉄骨造)	3級(木造)	M(マンション)	T(鉄骨造)	H(木造)
総合火災	970円	2,430円	3,850円	710円	1,380円	3,080円
普通火災 ※1	610円	2,070円	2,960円	300円	920円	2,310円
普通火災 (工場) ※2	490円	920円	2,350円			

※1 事務所での試算。職種・作業内容により掛金が変わります。  
 ※2 金属加工業での試算。工場種別により掛金が変わります。

## お得な割引特約

共済金額が1億円以上で「事業継続力強化計画認定」または「BCP優良認定・認証」を受けている場合、事業継続力強化割引が適用されます。

建物を共済の対象とする契約で、共済始期日現在において建築年数が20年未満である場合、共済掛金の割引があります。

長期年払を選択し、共済期間の初日までに指定口座を提携金融機関に設定していただいた場合、契約年数に応じて割引が適用されます。



詳細については、取扱代理所または当組合にお問い合わせください。

取扱代理所

### 大阪府火災共済協同組合

〒542-0081 大阪市中央区南船場1-18-17 商工中金船場ビル6階

TEL.06(4708)8720 FAX.06(6267)7222

ホームページ [大阪府火災共済協同組合](#) [検索](#)

共同元受先  全日本火災共済協同組合連合会